

## 電源端子妨害波電圧及び放射妨害波の許容値に関する適用猶予期間について

CISPR11 の総務省答申では、附則 ZA において、「電源端子妨害波電圧及び放射妨害波の許容値に関する経過措置」が記載されている。

そのため、J55011 規格においても、同様に適用猶予をお願いする。

具体的には、解釈別表第十二への J55011 掲載時における審議官通達で以下の文書の記載をお願いする。

『 中心周波数 13.56MHz、27.12MHz、40.68MHz、及び 40.46MHz 又は 41.14MHz を使用する高周波ウェルダ－については、放射妨害波の許容値に関する表 9（試験場における測定）及び表 18（設置場所における測定）は、平成 27 年〇月〇日（電波法無線設備規則改正施行日）より 5 年間は適用しない。』

（補足）

総務省答申にある 5 年間の適用除外となる機器のうち、工業用超音波機器、放電加工 (EDM) 装置、工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置は電安対象外である。これらの機器については電気用品の技術基準で、適用猶予を行う必要はない。

ただし、今後の「大括り化」で電安法対象となる用品が増加し、対象となる可能性があるため、検討が必要ある。